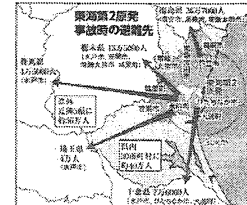
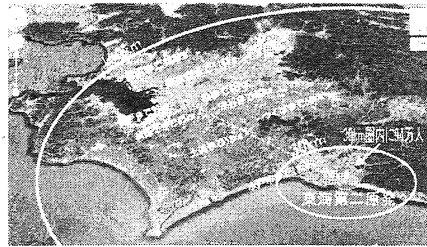


東海第二原発再稼働阻止に向けて水戸地裁判決を生かそう



2021.6.5 たんぽぽ舎32周年講演

東海第二原発運転差止訴訟原告団共同代表 大石光伸

1

2021.3.18 水戸地裁判決

「被告日本原電は東海第二原発の原子炉を
運転してはならない」

避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど
遠い状態で、現行法制下において少なくとも30km 圏内の原告住民ら
について深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあり、住民の
人格権侵害の具体的危険がある

2

判決のどこに着眼するか

「深層防護」

- 第1層 異常の発生を防止
- 第2層 異常の拡大を防止
- 第3層 影響を緩和する対策
- 第4層 過酷事故に対する対策
- 第5層 防災・避難計画

1 原発の運転はを多量に発生させる。過酷事故が発生した場合、周辺住民の生命、身体に深刻な被害を与える可能性を本質的に内在している。

2 原発の事故は、対策が一つでも失敗すれば、最悪の場合には破滅的事故につながる。他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる。

3 自然災害は、最新の科学的知見によっても、いつどのような規模で発生するかは予測困難。事実、福島第一原発事故の前でも、専門家の意見を尊重して規制が行われていたにもかかわらず福島第一原発事故が発生した。

4 福島第一原発事故を教訓とするならば、国際基準になっている『深層防護』の考えが重要。

5 実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整っているというにはほど遠い。

① 全面緊急事態の際、30 km 圏の住民が短時間で避難することは困難となることは明らか。

② 広域避難計画が策定できたのは5つの自治体にとどまる。このことは十数万から数十万人もの住民について実現可能な広域避難計画を策定することが容易ではないことをうかがわせる。

③ 避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難。

6 よって、日本原電は東海第二発電所の原子炉を運転してはならない。

裁判官からのメッセージ

1～4層は規制委審査を認めているのに、なおも住民を勝たせたのはなぜか？

福島第一原発事故の被害を重く受け止めている。

「司法が法で判断できるのはここまでのもの、ごめんね。この判決を利用して住民の粘り強い運動で止めてね」

水戸判決を「生かす」とは

水戸地裁判決は、国策に対する地域自治（地元から首都圏まで）の「抵抗の道筋」を敷いてくれた。

自治権/原発拒否権をめぐる自治・連帯の運動として。

これがたとえば「地震動」で住民を勝たせる判決だったら住民運動・自治運動にはならず、国・電力会社との科学論争に逸らされてしまう。

「避難計画」を焦点とした判決は、住民が自分たちの生命・財産・生活の問題として自治体とともに考え、参加してゆける「住民運動」として活用できる。

原告団は水戸地裁判決を高裁で「確定」させる闘い

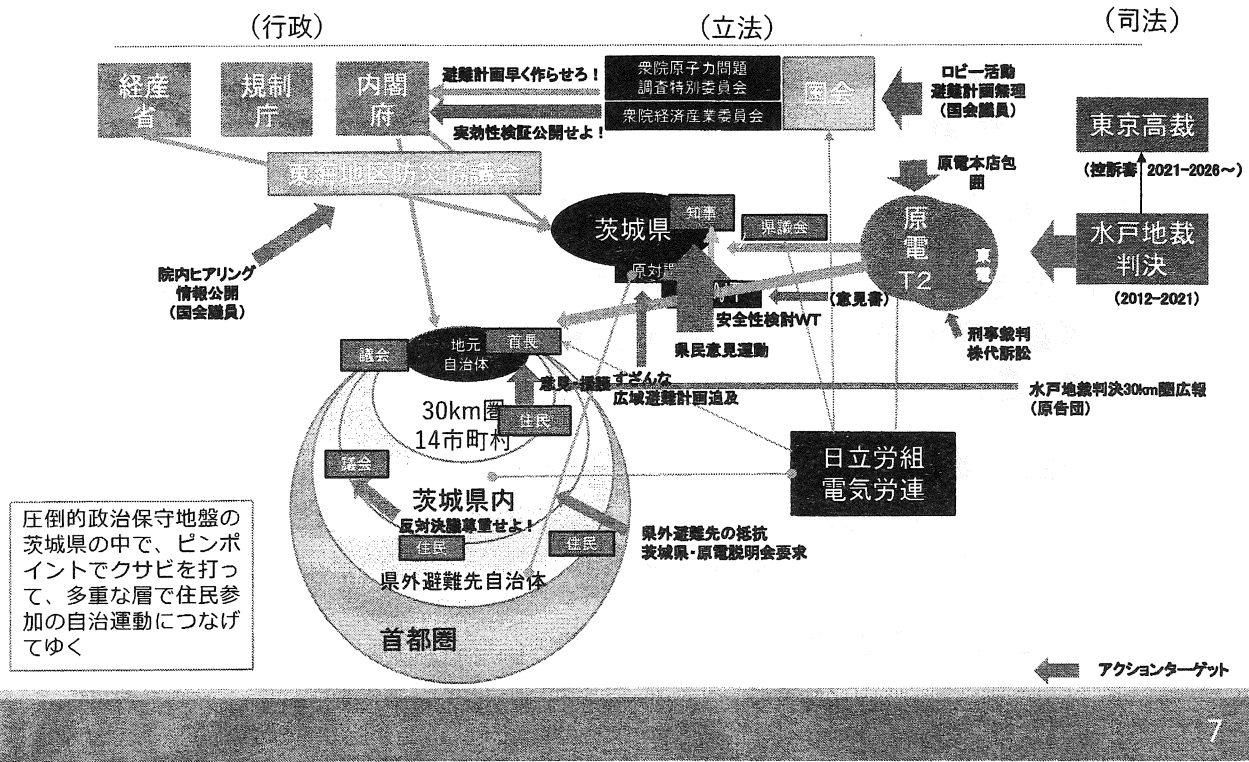
5

来年2022年が山場（準備を）

圧力と言質	多重な住民運動での包囲
「早く避難計画を作れ！」地元自治体への政治圧力・介入	自治体の消極的抵抗を地元住民が援護・・・避難計画「無理」「押しつけるな！」(地元)
2022秋、原電：使用前検査を装っての「燃料装荷・起動」・・・なし崩し稼働	○同意なき「なくずし稼働」への6市村首長と住民の共闘(地元)
梶山経産大臣国会答弁	○避難計画なき起動は許されない(地元・県民)
○「核燃料を装着するには、しっかりした避難計画がなければならない」	○内閣府東海第二防災協議会情報開示請求運動(地元・県民)
○「しっかりした避難計画とは①災害対策指針に沿った具体的で合理的な内容(内閣府防災協議会)②原子力防災会議(官邸)の了承が必要」	○内閣府・官邸攻勢 (東京／院内ヒアリング・ロビー活動)
県知事「県民の意見を聞く」 (2021.9知事選)	○「起動差止」仮処分申立(原告団)
茨城県安全性検証WT答申(県知事判断の参考)	県民意見手続要求(説明会で聞いたことにすることは許さない)(県民)
	WTへの市民介入 専門家住民説明会要求

6

「避難計画策定／再稼働同意を迫る動き」を封じるポイント (ターゲット)はどこか…多方面からのアクション



圧倒的政治保守地盤の茨城県の中で、ピンポイントでクサビを打って、多重な層で住民参加の自治運動につなげてゆく

メモ